

福井市工事施工管理基準運用方針

平成23年4月

福 井 市

福井市工事施工管理基準運用方針

目 次

1. 適用範囲	-----	1
2. 管理の実施	-----	1
3. 出来形管理	-----	1
4. 品質管理	-----	1
5. 写真管理	-----	2
別添-1 出来形関係図書の作成要領	-----	3
別添-2 品質管理関係図書の作成要領	-----	4
別添-3 写真管理	-----	5

福井市工事施工管理基準運用方針

1. 適用範囲

この福井市工事施工管理基準運用方針は、福井市工事施工管理基準に基づき実施する請負工事に適用する。

2. 管理の実施

- (1) 受注者は、施工管理を実施するに当たって、施工管理者を定め監督職員に通知するものとする。施工管理者は、当該工事の施工管理を掌握し、つねに監督職員と連絡をとり、適確な管理が行われるようにしなければならない。
- (2) 測定密度等については、管理基準に掲げる別表中に、測定基準または試験基準として明記しているが、その実施に当たっての細目方法、時期等については、事前に監督職員と協議しなければならない。
- (3) 管理基準の試験（測定）等の実施頻度、回数等は、その標準を示したものである。従って現場条件、状況の変化及び受注者の技術水準等に応じて測定回数等を適宜増加して所定の出来高、品質を得られるように管理しなければならない。
- (4) 測定（試験）等は、工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (5) 測定（試験）等の結果は、その都度逐次管理図表等に記録し、監督職員に提示し、承諾を得なければならない。
- (6) 測定（試験）値がはなはだしく偏向する場合、バラツキが大きい場合または所定の範囲を外れる場合は、監督職員の指示を受け、さらに精査のうえ原因をみきわめ、手直し、補強、やり直し等の処置を行わなければならない。この場合に起こる契約上必要とする措置については、一切受注者の責とする。
- (7) 部分払検査、部分引渡検査、中間検査及び完成検査に際しては、あらかじめ監督職員の承認印押印済みの管理図表または結果表等を整えておかなければならない。
また完成検査後は監督職員に提出するものとする。

3. 出来形管理

- (1) 出来形管理は、出来形の検測が基礎であり、測定に当たっては正確に行わなければならない。
測定は、測定基準に示されている測定箇所とその頻度により検測を実施するものとする。施工完了後明視できない部分については、写真管理と併用して入念に測定して記録しておかなければならない。
- (2) 出来形管理のまとめ方は、別添－1 に示された出来形関係図書の作成要領によるものとする。

4. 品質管理

品質管理のまとめ方は別添－2 に示された品質管理関係図書の作成要領によるもの

とする。

5. 写真管理

(1) 試験状況写真（品質管理）

品質管理の試験状況写真については公的機関において試験を行った場合は省略することができる。

(2) 別添-3 に示された撮影方法により、出来形確認および工事の状況を撮影するものとする。

出来形関係図書の作成要領

出来形管理の考え方

出来形関係図書は工事の進行に伴って順次、実測→記録→整理されるものであるから、工事着手前に出来形を管理する工種、内容、測定時間等を定めて手順よく実施しなければならない。

特に施工完了後明視できない箇所（埋戻または水没する箇所等）は実測もれのないよう慎重に実施しなければならない。

1. 一般

- 1) 出来形関係図書に記載される諸寸法、数値は現地を正確に実測したものでなければならない。
- 2) 出来形関係図書とは次の図書をいう。
 - ①出来形図、平面図、展開図、横断図、構造図、床伏図
 - ②出来形計算書、数量計算書
 - ③出来形成果表、工事別成果表、舗装厚成果表、平坦性成果表、塗膜厚成果表
- 3) 出来形関係図書は、特に指示のない限り工事検査員用として提出する必要はない。

2. 作成方法

- 1) 出来形関係図書は工事施工管理基準に示す各工種毎の手順によって作成する。
なお、特殊な工種についてはこれ等に準じて作成する。
- 2) 出来形図、出来形成果表に記入する実測寸法は特に明示しない限り出来形管理基準に示す実測単位まで正確に実測したものでなければならない。
- 3) 出来形計算書の欄で「必要に応じて作成」とあるのは、工程進捗確認上または部分払検査による出来高確認上必要と思われるものは出来高数量計算書を作成するものとする。
- 4) 簡易な工種については出来形図の中に出来形成果表および数量計算を併記してもよい。
- 5) 出来形図、出来形成果表に記載された諸寸法が設計寸法に対して規格値を満足していれば出来形計算書は実測及び設計寸法を併記し計算して作成すること。

品質管理関係図書の作成要領

品質管理の考え方

品質管理関係図書は工事監督ならびに施工者の工事施工管理上必要な資料であって、施工途中時に行う品質試験はその都度整理をし、考察を行いそれ等のデータや計算結果は次の品質管理に利用されるものであり、工事検査受検のための品質管理ではない。工事検査時には日々の管理状況を把握し、品質管理結果を知るため、資料の提示を求めているに過ぎないのである。品質管理を行う以上は、工事の途中において生じた品質上の問題点について適切な処置を講じ、それらが記録されていなければならない。

1. 一般

1) 品質管理関係図書とは次の図書をいう。

①試験データ資料

各種の試験および測定された資料

②ヒストグラム（柱状図）

品質の分布状況が全体的に把握できるもの

③工程能力図（折線グラフ）

時間的、位置的な品質の変動が目で確認できるもの

④管理図（データシートを含む）

工事施工中において統計的手法により品質管理を行ったもの

⑤測定（試験）値成果一覧表

試験データを取りまとめたもの

2) 品質管理は資料数（試験回数）等により原則として下記の区分で実施する。

一般の場合 A: 5点以下 ① B: 6点～20点以下 ①②

C: 21点以上 ①②③または④(④はダムコンクリートの場合のみ)

3) 品質管理計画書

品質管理を実施しようとする場合は設計書の内容により、試験方法、試験（測定）回数についてどの様に実施しなければならないかを把握し、管理すべき項目をきめるため、施工計画書の中に品質管理計画書を作成しておかなければならない。

2. 作成方法

品質管理計画書の作成方法

手順1. 設計書を分解し品質管理を行うべき品質特性、試験種目、試験頻度を決定する。

手順2. 手順1により決定した品質特性、試験種目、試験頻度により品質管理計画書を作成する。

写真管理

1. 撮影方法

工事写真の撮影時には、**土木工事写真の手引き**（土木工事写真管理研究会編著）等を参考とし、以下の事項に留意すること。

1) 出来形確認写真

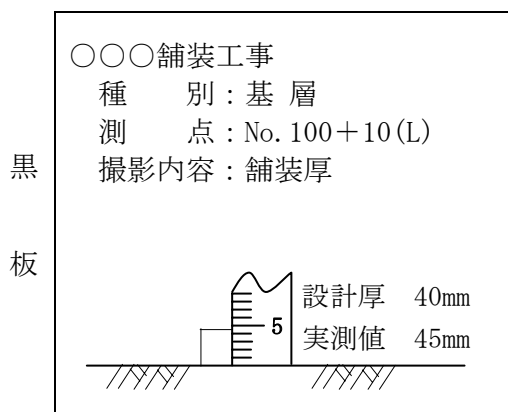
- a) 撮影箇所は原則として出来形計測する測点において撮影する。
- b) 目的物の種類、測点、寸法の判定ができるように工夫する。特に寸法については設計値と実測値が対比できようように撮影すること。ただし配筋等の複雑なものはこの限りでない。(A)

2) 工事状況写真

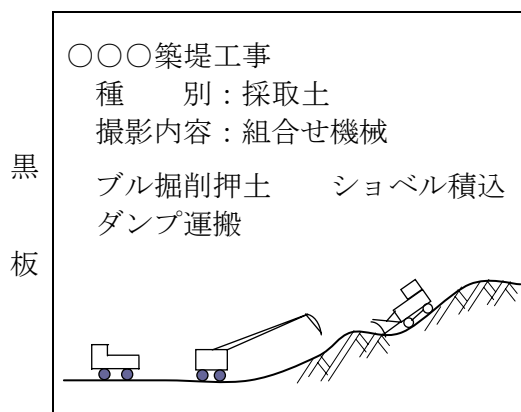
- a) 施工中の状況、機械の組み合わせが把握できるように撮影する。(B)
- b) 護岸等が地中または水中に埋没し完成後計測できない箇所は法長等の測量点を赤ペンキ等で印をする。(C)

(記入例)

(A)

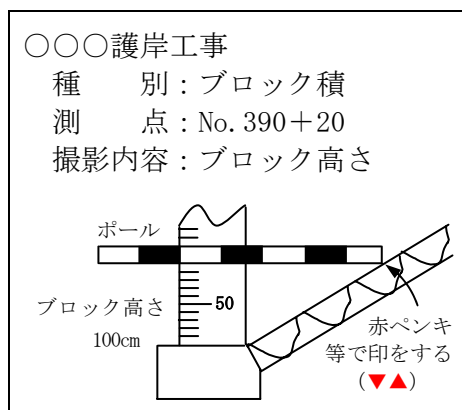


(B)



(記入例)

(C)



※ 印の位置はできるだけ 1.0m とか 2.0m のように整数値とする。